

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に
を、誤っていれば、右欄に を記入しなさい。

- 第1問 キャッチオール規制には、「客観要件」と「インフォーム要件」の2つの要件がある。「客観要件」とは、経済産業省が核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるかについて客観的事実に基づき判断を行うことをいい、「インフォーム要件」とは、輸出者が輸入者又は需要者から核兵器等の開発等に用いることを知らされた（インフォームされた）ことをいう。
- 第2問 現在行われている不拡散型輸出管理とは、イラン、イラク、北朝鮮、リビア向けの通常兵器についての輸出を厳格に管理することをいう。
- 第3問 安全保障輸出管理の目的は、大量破壊兵器等の拡散防止と通常兵器の過剰な蓄積を防止することにより、世界の平和と安全を維持することである。
- 第4問 我が国の安全保障輸出管理は、国際的な取り決めにより、国や地域に応じて貨物のみを規制の対象としている。
- 第5問 大阪の電機メーカー甲社のAは、シリコンバレーの乙社に出向している同期のBが夏期休暇（2週間）で日本に戻った際に、甲社の研究所でたまたま会った。Aは、自社で開発中のリスト規制に該当する暗号技術の資料を近くの会議室でBに渡し、当該資料を基に技術的な意見を求めることとしているが、このような場合であっても役務取引許可は必要である。
- 第6問 ワッセナー・アレンジメントは、国連安全保障理事会の決議に基づき、国連加盟国が参加することが各国に義務づけられている。
- 第7問 キャッチオール規制において、外国ユーザーリストに掲載されている企業向けの取引にあっては、外国ユーザーリストに掲載されている当

該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別と、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」に掲載されている輸出する貨物等の懸念される用途の種別が一致する場合、明らかガイドラインでいう「明らかなき」とはいえない。

第 8 問 核兵器の開発等に転用の可能性の高い汎用品の輸出規制のレジームは、原子力供給国会合（NSG）である。

第 9 問 生物兵器、化学兵器そのものの輸出規制のレジームはオーストラリア・グループ（AG）である。

第 10 問 ミサイル関連資機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）では、ミサイルそのものを規制しており、ミサイルの開発に使用される特定の汎用品は、「核兵器の不拡散に関する条約」（NPT）で規制している。

第 11 問 我が国の包括許可制度は、一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可の 3 つがある。

第 12 問 輸出しようとしている貨物が、ミサイルの開発に使用されるおそれがあるとして、経済産業大臣から通知を受けた場合でも、当該貨物についての輸出許可申請はできる。

第 13 問 外為法 48 条第 1 項の規定で定める貨物の輸出については、未遂罪が規定されている。

第 14 問 キャッチオール規制に関するいわゆる「KNOW 通達」による経済産業大臣への報告については、輸出令別表第 4 の 2 の地域（いわゆるホワイト国）向けの輸出であっても対象になる。

第 15 問 外国ユーザーリストは、輸出者が入手した場合でも、経済産業省が輸出者の参考のために公開しているものであり、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」第二号の経済産業大臣が告示で定める文書等の「経済産業省が作成した文書等」にはあたらない。

第 16 問 一般包括輸出許可の適用が可能な貨物を米国に輸出する際、米国に

において軍用航空機に用いられる疑いがあったため、経済産業大臣へ届出を行い受理された。その後、経済産業省から全く何の連絡もないまま20日間が経過した。この場合、一般包括輸出許可を用いて輸出を行っても外為法上の問題はない。

第17問 全国各地の事業所で海外向けに一般包括役務取引許可の適用が可能な技術の提供がある場合は、一般包括役務取引許可証の分割の申請をすることができる。

第18問 個別輸出許可申請の結果、不許可になる場合があるため、個別輸出許可申請は契約を締結する前に行わなければならない。

第19問 個別輸出許可の有効期間は、許可の日から6箇月が原則である。

第20問 リスト規制に該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は必要であるが、キャッチオール規制に該当する技術を口頭で非居住者に提供する場合は、役務取引許可は不要である。

第21問 企業における自主輸出管理では、安全保障貿易管理関係の法律を遵守するだけでなく、企業の社会的責任や倫理に基づき、企業の取扱品目や取引先に即した管理を自主的に行うことが肝要である。

第22問 日本企業の海外子会社は、日本の法律を遵守する責務を負わないが、親会社は海外子会社に対して、企業グループとして最低限遵守すべき輸出管理方針等を指導することが望ましい。

第23問 リスト規制に該当しない貨物を輸出する際、委託先の梱包運送業者が誤って、リスト規制に該当する貨物を混入し、結果的に輸出許可を取得しないで、輸出した。この場合、無許可輸出の外為法上の責任は輸出者ではなく、当該梱包運送業者が問われる。

第24問 技術の提供の場合は、税関を通さないので、輸出管理社内規程上の管理は不要である。

第25問 外国から輸入した部品については、将来、輸出が考えられる場合、日頃から購入先の外国メーカーから該非判定に関する情報を入手する

ように輸出管理社内規程などで定めておくことが望ましい。特に、米国製品については、米国の輸出関連法規についての情報も入手するとよい。